

様式3 (法第92条第1項関係の届出の様式：調査のための発掘に関する届出)

(その1) 学術調査の場合

調査予定日より30日以上
前の日付

文書整理番号
令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

住 所 ○○県○○市○○町○○○○

氏 名 ○○大学○○学部 教授
○ ○ ○ ○

押印省略可

埋蔵文化財発掘調査の届出について

埋蔵文化財について発掘調査を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

- 1 発掘予定地の所在及び地番
- 2 発掘予定地の面積
- 3 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 4 発掘調査の目的
- 5 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 6 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 7 発掘着手の予定時期
- 8 発掘終了の予定時期
- 9 出土品の処置に関する希望
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定地につき権原に基く占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

(その1) 学術調査の場合

別記

記入しない

92条第1項

県文書番号	第 号・令和 年 月 日
-------	--------------

1. 所在地	〇〇市〇〇町〇〇 1-1、2の一部、水 ←	
土地所有者	氏名等：〇 〇 〇 〇	
2. 調査面積	〇〇〇㎡ (〇〇〇㎡)	連絡先：
3. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()	
遺跡の名称	〇〇〇 遺跡 (県遺跡番号 0000-0000) 員数： 1 ←	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他() ←	
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()	
4. 調査の目的 調査の契機	a.学術研究() b.遺跡整備 c.保存目的の範囲内容確認調査 d.自然崩壊 e.開発事業に伴う { 道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼 工場又は店舗 その他の建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス 電気 水道等 農業基盤整備 事業(農道等を含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他の開発()	
備考：		
5. 調査主体者	住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地 氏名等：〇〇大学 〇〇〇〇 ←	
6. 発掘担当者	住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地 氏名等：〇〇大学 (役職等) 〇〇〇〇 ←	
発掘調査(主たる調査報告書作成)の経歴	経歴：令和〇〇年 〇〇遺跡発掘調査報告書 届出の日付より30日以上後の日付を記入	
7. 着手予定時期	令和〇〇年 4月20日 ←	8. 終了予定時期
9. 出土品の 処置	遺物が発見された場合は、警察署に「埋蔵物発見届」を、県教委に「埋蔵文化財保管証」を速やかに提出する。令和〇〇年予定の報告書作成刊行までは〇〇において適切に保管し、終了後は〇〇市に返却する。	
10. 参考事項	令和〇〇年度試掘確認調査の結果から、今年度発掘調査実施。 など	

・該当する字、地番をすべて記入
 ・開発範囲が当該筆の一部の場合は、その旨を記載
 ・所有者が多いなど、枠に入らない場合は、土地所有者ごとに地番をまとめ別紙一覧表を作成
 ・所有者の発掘調査承諾書を添付する

遺跡台帳の番号を確認の上記入

開発範囲が遺跡に完全に重複している場合は遺跡名を列挙し、員数は2

福島県埋蔵文化財包蔵地台帳記載の面積を記入

氏名まで記入

届出の日付より30日以上後の日付を記入

指示事項	記入しない
------	-------

(下記の3点を明記する)
 ・調査主体者が、発見届・保管証を提出すること。
 ・報告書完成の時期。
 ・市町村との出土品の帰属についての協議結果。

[注意事項] ①太線内は届出者が記入。 ②遺跡の種類・現状・時代及び調査目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。

様式3 (法第92条第1項関係の届出の様式：調査のための発掘に関する届出)

(その2) 開発に伴う調査の場合

工事予定日より30日以上
前の日付

文書整理番号
令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

住 所 ○○県○○市○○町○○○○

氏 名 公益財団法人○○○○

理事長 ○ ○ ○ ○

押印省略可

埋蔵文化財発掘調査の届出について

埋蔵文化財について発掘調査を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第92条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第5条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

- 1 発掘予定地の所在及び地番
- 2 発掘予定地の面積
- 3 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 4 発掘調査の目的
- 5 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所(国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- 6 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 7 発掘着手の予定時期
- 8 発掘終了の予定時期
- 9 出土品の処置に関する希望
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 発掘予定地及びその付近の地図(周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの)
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の場合は、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書 ←
- 4 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

原因となる93・94条通知の工事主体者が
発掘予定地の所有者である場合は、不要

(その2) 開発に伴う調査の場合

別記

記入しない

92条第1項

県文書番号	第 号・令和 年 月 日
-------	--------------

1. 所在地	〇〇市〇〇町〇〇 1-1、2の一部、水	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する字、地番をすべて記入 ・開発範囲が当該筆の一部の場合は、その旨を記載 ・所有者が多いなど、枠に入らない場合は、土地所有者ごとに地番をまとめ別紙一覧表を作成 ・所有者の発掘調査承諾書を添付する(前ページの例を除く) 	
土地所有者	氏名等：〇〇〇〇		
2. 調査面積	〇〇〇㎡ (〇〇〇㎡) 連絡先：		
3. 遺跡の種類	散布地 <u>集落跡</u> 貝塚 都城跡 官衙跡 城館 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡	遺跡台帳の番号を確認の上記入 開発範囲が遺跡に完全に重複している場合は遺跡名を列挙し、員数は2	
遺跡の名称	〇〇〇遺跡 (県遺跡番号 0000-0000) 員数： 1		
遺跡の現状	宅地 水田 <u>畑地</u> 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()		
遺跡の時代	旧石器 <u>縄文</u> 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()		
4. 調査の目的	a.学術研究() b.遺跡整備 c.保存目的の範囲内容確認調査 d.自然崩壊 e.開発事業に伴う <ul style="list-style-type: none"> 道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム <u>学校建設</u> 集合住宅 個人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス 電気 水道等 農業基盤整備事業(農道等を含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他の開発() 	福島県埋蔵文化財包蔵地台帳記載の面積を記入	
調査の契機	備考：		
5. 調査主体者	住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地 氏名等：公益財団法人〇〇〇〇 (役職等) 〇〇〇〇	氏名まで記入	
6. 発掘担当者	住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番地 氏名等：公益財団法人〇〇〇〇 (役職等) 〇〇〇〇	届出の日付より30日以上後の日付を記入	
発掘調査(主たる調査報告書作成)の経歴	経歴：令和〇〇年 〇〇遺跡発掘調査報告書		
7. 着手予定時期	令和〇〇年 4月20日	8. 終了予定時期	令和〇〇年 6月23日
9. 出土品の処置	遺物が発見された場合は、警察署に「埋蔵物発見届」を、県教委に「埋蔵文化財保管証」を速やかに提出する。令和〇〇年予定の報告書作成刊行までは〇〇において適切に保管し、終了後は〇〇市に返却する。		
10. 参考事項	〇月〇日に〇〇市からの指示を受けたため、30日前までに提出することができなかった。		
指示事項	(下記の3点を明記する) <ul style="list-style-type: none"> ・調査主体者が、発見届・保管証を提出すること ・報告書完成の時期 ・市町村との出土品の帰属についての協議結果。 		

[注意事項] ①太線内は届出者が記入。 ②遺跡の種類・該当項目を○で囲み、該当項目のない場合

30日前までに届出が出来なかった場合は、その理由を記入する
 Ex) 市町村からの進達文に、開発部局との協議に時間がかかったため等の理由を明記する

様式3 関連（発掘調査届等への添付書類（発掘調査担当承諾書及び経歴）の様式：法第92条第1項）

県教委には写しを提出すること

発掘調査担当承諾書及び経歴

※発掘担当者が、調査主体者の組織の一員である場合は不要

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 博物館館長
〇〇〇〇 様

発掘調査の主体となる者

発掘担当者

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇〇
氏 名 〇 〇 〇 〇

押印省略可

発掘調査担当の承諾について

下記の発掘調査の発掘担当者となることを承諾いたします。

記

別記内容と同様か確認

- 1. 発掘調査予定地 〇〇〇 市・郡 〇〇〇 町・村 〇〇〇 番地
- 2. 遺跡の名称 〇〇遺跡（第〇次）
- 3. 発掘調査期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【発掘担当者】

1. 職 業 〇〇大学〇〇学部教授、 〇〇博物館学芸員 など

2. 所 属 〇〇大学、〇〇博物館 など

3. 学 歴 〇〇大学〇〇学部〇〇科卒業 など

執筆した報告書名まで記入

4. 調査履歴 昭和〇〇年 〇〇遺跡発掘 〇〇遺跡発掘調査報告書
平成〇〇年 〇〇遺跡発掘 〇〇遺跡発掘調査報告書

5. 著書、研究論文、学会等における発表など
平成〇〇年 「〇〇時代の集落」 〇〇出版 など

様式3 関連（発掘届への添付書類（発掘調査承諾書）の様式：法第92条第1項）

県教委には写しを提出すること

※ 原因となる93・94条通知の工事主体者が発掘予定地の所有者である場合は、不要

発掘調査期間以前の年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 博物館館長
〇 〇 〇 〇 様

発掘調査の主体となる者

調査対象地のすべての地番の承諾書を所有者ごとに取得

土地（所有・占有）住所〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇

氏名 〇 〇 〇 〇 印

署名又は記名押印

発掘調査承諾書

下記に所在する当方（所有・占有）の土地の発掘調査を承諾いたします。
なお、発掘調査による出土文化財の権利について、すべて放棄します。

記

1. 土地の所在地、地番

〇 〇 市 〇 〇 町
郡 村 〇 〇 番地 〇〇番地の〇

所有者ごとに地番をまとめて記入

2. 発掘期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

別記調査期間と同じ

様式 3・4 関連（発掘調査終了報告の提出様式）

文 書 整 理 番 号
令和 年 月 日

福島県教育委員会教育長 様

市町村埋蔵文化財保護担当部局の長

押印省略可

埋蔵文化財に係る発掘調査終了報告の提出について（報告）
このことについて、下記遺跡の現地発掘調査が終了したので報告します。

記

1 遺 跡 名 ○ ○ ○ 遺跡

2 所 在 地 福島市杉妻町〇—〇

3 発掘調査を届出・通知した文書

(1) 根拠条文

文化財保護法第 92・99条

※該当するものを○で囲んでください。

(2) 提出文書の日付け

令和 年 月 日

(3) 提出文書の記号番号

○教文第〇〇〇号

(4) 提出者

〇〇町教育委員会教育長

4 発掘調査期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

実調査日数 日間

5 報告書刊行予定年月日

令和 年 月 日

【添付書類】

発掘調査の結果がわかる写真、図面等

※調査区全体写真、主な遺構の写真、調査区全体の遺構配置図を添付すること